

実行委員会の設立趣意について

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会 設立趣意

葛飾区では、みどりと花を通してコミュニティの活性化を図る「花いっぱいのまちづくり推進プロジェクト」を推進しています。全国みどりと花のフェアかつしかは、この取組を内外に発信することはもとより、本フェアの開催をきっかけに、『みどりと花で人と人がつながり様々な課題を解決する、葛飾区ならではの新しいまちづくりの形』を未来につなげていくことを目指し開催する緑と花の祭典です。

また、全国の緑の関係者が一堂につどい、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進することを目的に『第37回全国「みどりの愛護」のつどい』も開催します。

このフェアの円滑な実施及び運営を図るため、ここに「全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会」を設立します。

資料 2

全国みどりと花のフェアかつしか 実行委員会 委員名簿

	選出母体名・役職名	氏名	備考
1	葛飾区長	アオキ 青木 克徳	委員長
2	葛飾区副区長	コバヤシ 小林 宣貴	副委員長
3	葛飾区副区長	ウエタケ 植竹 貴	副委員長
4	葛飾区環境審議会 会長	サキタ 崎田 裕子	副委員長
5	葛飾造園災害対策協議会 会長	キクチ 菊地 謙二	
6	葛飾区緑化推進協力員会 会長	シモイ 下井 守	
7	葛飾区地球温暖化対策地域協議会 会長	ムシャ 武者 英之	
8	葛飾区生物多様性推進協議会 副会長	イチハラ 市原 みづよ	
9	かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会 会長	サワザキ 沢崎 俊之	※欠席

全国みどりと花のフェアかつしか 実行委員会 顧問・アドバイザー名簿

	選出母体名・役職名	氏名	備考
1	東京農業大学 名誉教授	シンジ 進士 五十八	顧問 ※欠席
2	中央大学研究開発機構 教授	イシカワ 石川 幹子	顧問 ※欠席

全国みどりと花のフェアかつしか 実行委員会 事務局

	団体・役職名	氏名	備考
1	葛飾区環境部長	キノシタ 木下 雅彦	事務局長
2	葛飾区環境課みどりと花のフェア担当課長	シンガイ 新谷 敬正	事務局次長

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会会則（案）

令和7年〇月〇日
実行委員会決定

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（趣旨）

第2条 この会則は、令和8年度に葛飾区において、みどりと花で人と人とのつながり様々な課題を解決する、葛飾区ならではの新しいまちづくりの形を未来につなげていくことを目指して開催される全国みどりと花のフェアかつしか（以下「フェア」という。）の実行委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所在地）

第3条 実行委員会は、東京都葛飾区立石5-13-1に置く。

（設立年月日）

第4条 実行委員会の設立年月日は、令和7年〇月〇日とする。

（所掌事項）

第5条 実行委員会は、次の事項について審議・決定するものとする。

- (1) フェアの全般的な企画、準備、開催及び運営に関する事項。
- (2) フェアの予算及び決算の承認、契約の締結に関する事項。
- (3) 警察署、消防署その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事項。
- (4) その他フェアの開催に必要な事項

第2章 組織等

（組織）

第6条 実行委員会は委員長、副委員長、委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員長が委嘱する。

- (1) 経済・観光団体、造園・緑化団体、花き・園芸団体等の団体の代表者又は役職者（以下「代表者等」という。）
- (2) 関係行政機関の代表者等
- (3) その他フェア開催に關係のある者

3 前項第1号及び第2号に掲げる委員は、その職をもって委嘱する。

4 第2項第1号及び第2号に掲げる委員がその職を離れたときには、その後任者が委員を務めるものとする。

（役員）

第7条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 3名
- 2 委員長は葛飾区長をもって充てる。

3 副委員長は葛飾区副区長及び葛飾区環境審議会会長をもって充てる。

(委員の役割)

第8条 委員は、フェアの広報及びフェアの趣旨の啓発に取り組み、所属する団体がフェアに協力するように努める。

(役員及び委員の職務)

第9条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき等は、あらかじめ委員長の指定する副委員長がその職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

(顧問)

第10条 委員長は、実行委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員長が委嘱する。

3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。

4 実行委員会は、実行委員会の所掌事項について、顧問に意見を求めることができる。

(アドバイザー)

第11条 委員長は、フェアの実施にあたって、専門的な観点から助言を求めるため、実行委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、委員長が委嘱する。

(任期)

第12条 役員、委員、顧問及びアドバイザーの任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、委員長が認める特別な理由があるときはこの限りではない。

(謝礼)

第13条 役員、委員、顧問及びアドバイザーの謝礼は、無償とする。ただし、委員長が認める特別な理由があるときは、葛飾区が定める講演会講師謝礼等基準に基づき、支払うことができる。

第3章 総会

(会議)

第14条 実行委員会の会議は総会とする。

(構成)

第15条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

(議決事項)

第16条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議・決定する。

- (1) 会則や各種規準の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算、重要な契約の締結に関すること。
- (4) 専門委員会に付託及び委任する事項に関すること。
- (5) その他、実行委員会の運営に関する重要な事項に関すること。

(招集及び開催)

第 17 条 総会は、委員長が招集し、開催する。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、委員長又は委員長が指名した者が務める。

(運営及び議決)

第 19 条 総会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席をもって成立とする。ただし、欠席する委員等からあらかじめ委員長あてに、その権限を議長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員等の数に加えることができる。

- 2 委員等が出席できないときは、その団体に所属するものを代理として総会に出席させることができる。この場合は、当該代理人には、当該委員等と同一の権限を付与するものとする。
- 3 総会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し、出席委員等の過半数の同意を示す書面又は電磁的記録による表決によって、総会の決議を行うことができる。
- 5 委員長が必要と認める場合は、総会に委員等以外の関係者の出席をもとめ、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員会)

第 20 条 実行委員会の円滑な運営を図るために、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、実行委員会の委員の中から委員長が委嘱する。
- 3 委員長は、必要と認める場合は、実行委員の委員以外の学識経験者等又は出展展示、行催事、会場運営、広報宣伝、調達、交通輸送、協働推進、飲食・物販その他フェア開催に必要な各分野に關係する団体の代表者を専門委員会の委員に委嘱することができる。
- 4 専門委員会は、実行委員会から付託又は委任された専門的事項について、調査・審議し、その結果を実行委員会に報告する。
- 5 その他、専門委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第 4 章 委員長の専決処分

(委員長の専決処分)

第 21 条 委員長は、総会を招集するいとまがない場合は、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 22 条 実行委員会の事務を処理するため、葛飾区環境部環境課に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局長は、葛飾区環境部長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、葛飾区環境部みどりと花のフェア担当課長をもって充てる。
- 5 その他、事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第6章 財務会計

(経費)

第23条 実行委員会の経費は、葛飾区の負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

2 葛飾区の負担金の額は、葛飾区の予算の範囲内とする。

3 実行委員会の会計及び契約に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(予算及び決算)

第24条 実行委員会の收支予算は実行委員会の議決により定め、收支決算は実行委員会の認定に付さなければならない。

(会計年度)

第25条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、実行委員会の設立年度の会計年度は、実行委員会設立の日から始まり、実行委員会設立の日の属する年度の3月31日をもって終わる。

2 実行委員会解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(資産の管理)

第26条 実行委員会の資産の管理は、委員長がこれを行う。

2 実行委員会の資産の管理に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第27条 実行委員会は、フェアの開催後、総会の決議を経て解散する。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(残余財産の帰属)

第28条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処理する。

第8章 補則

(補則)

第29条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この会則は、令和7年〇月〇日から施行する。